

「外国株券等の保管手数料に係る「機構が別に定めるところにより算出する価格」
について」の一部改正について

1．改正趣旨

外国株券等保管振替決済制度において、外国株券等機構加入者から徴収している手数料のうち、保管手数料については、手数料規則上、「機構が別に定めるところにより算出する価格」(以下「算出価格」という。)を基に、適用すべき料率を決定する場合がある。

算出価格の取扱いについては、現行規定上、国内の金融商品取引所に上場する銘柄であることを前提としたものとなっているが、外国株券等保管振替決済制度上は、国内の金融商品取引所に上場しない銘柄を取扱銘柄とする場合もあることから、当該銘柄に関する「算出価格」の取扱いを明確化するため、所要の改正を行う。

また、「算出価格」の算出においては、国内外における金融商品取引所の月末終値を使用しているために、株式分割又は併合が行われた場合、分割比率又は併合比率に基づき調整した価格により「算出価格」を算出することができない。そのため、「算出価格」が有価証券の実質的な価値と乖離してしまい、適正な保管手数料率を適用することが困難になる。本改正において、株式分割又は併合が行われた場合においても、当該分割又は併合の影響を考慮した「算出価格」を算出し、適正な保管手数料率を適用することを可能とするため、所要の改正を行う。

2．改正概要

国内の金融商品取引所を主たる市場とするものであると機構が認める銘柄以外の銘柄のうち、国内の金融取引所に上場しない銘柄に係る「算出価格」の算出基準を明確にする。

「算出価格」の算出に使用する終値において、株式分割又は株式併合が行われた場合には、当該分割又は併合前の終値については、分割比率又は併合比率に基づき調整した価格を使用するよう定める。

3．施行日

平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

以上